

市第 198 号議案

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係
る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定
める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係
る人員等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第50号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の68第 1 項」を「第 140 条の68
第 1 項第 1 号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研
修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了し
た日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更
新研修を修了した者」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規

則（平成11年厚生省令第36号）第 140 条の68第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年 3 月 31 日までに及び同日以降 5 年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年 3 月 31 日までに及び同日以降 5 年を超えない期間ごとに

提 案 理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
実施に係る人員等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（人員に関する基準）

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 主任介護支援専門員（省令 第140条の68第1項第1号 に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者 であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者 をいう。）その他これに準ずる者

1人

（第2項省略）